



（個人情報）

「個人情報」とは、個人情報保護法にいう「個人情報」を指すものとし、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、連絡先その他の記述等により特定の個人を識別できる情報及び容貌、指紋、声紋にかかるデータ、及び健康保険証の保険者番号などの当該情報単体から特定の個人を識別できる情報（個人識別情報）と規定する。

（個人情報の取扱について）

法人が必要に応じて入手した個人情報は、運営管理目的と修了者名簿、修了証書の記載にのみ使用する。また、次に掲げる場合を除いて、あらかじめ受講者の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供しない。ただし、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除く。

- ① 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ② 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

前項の定めにかかわらず、合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合の、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとする。